

## 5-3 緊急時の対応

踏切内で立ち往生してしまった場合や運転中に大地震が発生した場合など、緊急時には、運転者や乗務員は冷静かつ適切に対応しなければなりません。誤った対応をすると重大事故につながるおそれがあります。

### 1 踏切での対応

重要度 ★★

万一、踏切内に自動車が閉じ込められてしまったときには、すみやかに自動車を踏切の外へ移動させる必要があります。

しかし、自動車の故障等により移動できないような場合は、直ちに踏切支障報知装置(踏切非常ボタン)や非常信号用具等(発炎筒など)を使用して、列車の運転士に異常を知らせることにより、踏切事故を未然に防止する必要があります。



◎自動車が踏切内に閉じ込められてしまった場合…

- (1) 移動可能な場合、すみやかに自動車を踏切の外に移動させます。
- (2) 故障や脱輪等で移動困難な場合は、踏切非常ボタン等で列車の運転士に異常を知らせ、その後、自動車を踏切の外に移動させるための措置を講じます！

### 2 大地震発生時の対応

重要度 ★★

道路を走行中に大地震が発生し、通行が困難になった場合において、やむを得ず道路上に自動車を置いて避難するときは、以下を心がけるようにします。

●大地震発生時に道路上に自動車を置いて避難するときの対応

- (1) 左側に寄せて駐車し、エンジンを止める。
- (2) 緊急車両や救護車両の通行の妨げになった際にすぐに移動させることができるよう、エンジンキーは**抜かず**、窓を閉め、ドアは**ロックしない**。

### 3 高速道路での故障時の対応

重要度 ★★

高速道路で故障等により運転ができなくなったときは、停車することができる幅のある路側帯に停車させ、自動車の後方の路上に停止表示器材(p.111「8.停止表示器材」参照)を置くほか、夜間(昼間で視界が200m以下のときを含む。)の場合、非常点滅表示灯、駐車灯または尾灯を点けなければなりません。



つまり、夜間・昼間を問わず、停止表示器材は置かなければならないということです！

### 4 異常気象時等に対する対応

重要度 ★★★

運行管理者は、異常気象等により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければなりません(p.55「2.運行管理者の業務」①の(20)参照)。



したがって、たとえば、悪天候などで運転を一時中断している運転者に対しては、運行管理者が、運行経路や運転中断・再開について適切な指示・措置を講じる必要があり、「運行経路や運送の中断について、すべて運転者自身の判断に委ねてしまうこと」は適切ではありません！

### ポイント一問一答5-3

👉 解答は316ページ

次の問の文章について、○×の判断をしてみましょう。

- ① 踏切を通過中に後輪が脱輪して運行不能となったので、直ちに踏切支障報知装置の非常ボタンを押すとともに、発炎筒を使用して列車の運転士等に踏切内において運行不能となっていることを知らせた。
- ② 高速道路を走行中に大地震が発生したので自動車を路側帯に停車させたが、高速道路の車両通行が困難となったので、エンジンを止め、エンジンキーを持ってドアをロックして自動車を置いて避難した。
- ③ 運送中の運転者から、「悪天候で一時運転を中断している。」と連絡があった。連絡を受けた運行管理者は、「運行経路を運転者自ら判断し、運行が困難な場合は、運転者自らの判断で運送の中断等を行うこと」と指示した。